

# 私有車借上使用について

平成27年5月18日  
福井県体育協会

## 1 趣 旨

私有車を借上げして競技力向上対策事業を行う場合の承認基準等必要な事項を定めるものとする。

## 2 私有車借上使用の制限

協会員等は、競技団体の長の承認を受けた場合を除き、私有車を借上使用してはならない。

## 3 承認基準

1 競技団体の長は、協会員等からの申し出があり、通常利用できる公共交通機関がないときまたはそれを利用しては競技力向上対策事業を行う能率が著しく低下すると認められるときに限り、協会員等が私有車を借上げして競技力向上対策事業を行うことを承認できるものとする。

ただし、運転する協会員等は、次の各号に掲げる資格条件等をすべて満たしていることとする。

- ① 1年以上の自動車運転経験を有していること。
- ② 過去1年以内に道路交通法に違反する事実を理由として、懲戒処分を受けまたは同法第6章第6節の規定により免許の取消、停止等の処分を受け、もしくは同法第8章の規定により刑に処せられたことがないこと。
- ③ 自動車損害賠償補償法による自動車損害賠償責任契約を締結していること。
- ④ 当該私有車の運行によって、他人の生命もしくは身体を害したときの損害賠償について無制限の任意保険契約、他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について500万円以上（免責金額なし）の任意保険契約、搭乗者の生命もしくは身体を害したときの損害賠償について3,000万円以上の人身傷害保険等に加入していること。
- ⑤ ④の任意保険契約の他に、旅行保険等に加入していることが望ましいこと。
- ⑥ 正常な運転ができる健康状態であること。
- ⑦ 当該私有車は法令に基づく車検、定期点検や構造、装置、その他の箇所の整備が完全でありかつ道路交通法関係法令に定める基準を満たしていること。

2 競技団体の長は、運転者1人あたりの1日の走行距離が200kmを越えることが予想される遠距離運転出張については、やむを得ない場合を除いて、協会員等に私有車を借上げさせてはならない。

## 4 同乗者の範囲

私有車を借上げして競技力向上対策事業を行うときに同乗させることのできる者は、競技団体の長が特に必要と認めた者に限る。

## 5 交通費の支給

私有車借り上げの支給は車賃、有料道路料金、有料駐車場料金とする。バスの場合は使用料、有料道路料金、有料駐車場料金、燃料費とする。

ただし、下記に掲げる証拠書類が揃っていない場合は、補助対象外とする。

区 分	交通費	証拠書類	備 考
車賃（乗用車）	路程 1 kmにつき 37 円	私有車借上使用承認簿	
有料道路料金	実費	道路公団等が発行する領収書	E T C利用証明書も可
有料駐車場料金	実費	有料駐車場管理者等が発行する領収書	

バス・マイクロバス（レンタカー業者以外）

区 分	交通費	証拠書類	備 考
使用料 （バス・マイクロバス）	1 日 1 万円	借上使用記録簿	
有料道路料金	実費	道路公団等が発行する領収書	E T C利用証明書も可
有料駐車場料金	実費	有料駐車場管理者等が発行する領収書	
燃料費	実費	業者発行領収書	

## 6 承認手続等

- 1 私有車を借上げて競技力向上対策事業を行う協会員等は、あらかじめ私有車借上使用届出書（様式 1）に所要事項を記載して競技団体の長の承認を受けなければならない。ただし、届出事項に変更がない限り、次回からこれを省略できるものとする。
- 2 協会員等は、届出事項に変更が生じたときは速やかに競技団体の長にその旨を報告しなければならない。
- 3 1 で承認を受けている協会員等が私有車を借上げて競技力向上対策事業を行うときは、私有車借上使用承認簿（様式 2）を競技団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

## 7 損害賠償責任等

- 1 私有車を借上げて競技力向上対策事業を行うことを承認された協会員等が、当該私有車を借上使用中に他人の生命もしくは身体または財産に損害を与えた場合には、当該私有車に係る自動車損害賠償保障法による保険金もしくは共済金または任意保険による保険金によりその損害を賠償する。
- 2 私有車を借上げて競技力向上対策事業を行うことを承認された協会員等が、当該私有車を借上使用中に自己の生命もしくは身体または財産に損害を受けた場合には、県は損害賠償の責任を負わないものとする。
- 3 当該私有車の故障またはその他の損害については、福井県体育協会は責任を負わないものとする。

## 8 その他

- 1 私有車の借上げに係る一切の維持管理費については、協会員等の負担とする。
- 2 競技団体の長は、平素から私有車を所有する協会員等に対し道路交通法その他の交通法規に定める運転に関する義務および遵守事項を徹底させ安全運転に努めさせなければならない。